

## 自動車運転代行業行政処分票

被	認定証番号	公安委員会 第 75 号
処	自動車運転代行業者 の名称又は記号	ミリオン代行
者	主たる営業所が所在する 市 町	金沢市
処	分 年 月 日	令和5年1月20日
処	分 内 容	指示処分
処	分 理 由	立入検査を実施したところ、 (1) 安全運転管理者業務不履行 (2) 帳簿等備付け義務違反 が判明したもの。
根	拠 法 令	(1) 自動車運転代行業務に関し読み替え後の 道路交通法第74条の3第2項 (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第15条第1号、第2号
処	分を行った公安委員会	石川県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、  
営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施した  
ところ、△△違反が判明したもの」等）。